

高齢者福祉サービスのご案内

☎ 困高齢者支援課 (☎内線1181・1182)
☎ 困住民福祉課 (☎内線2151・2152)

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
タクシー料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を補助します。 ■お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでご注意ください(安中地区=困高齢者支援課、松井田地区=困住民福祉課)。	
温泉施設の熟年特別割引券	70歳以上の高齢者を対象に市内の温泉施設2か所で利用できる割引券を発行します。 ■峠の湯および恵みの湯のフロントでも割引券を発行できます。 ■割引券は本人のみ利用できます。	
はり・きゅう・マッサージ助成	70歳以上の高齢者が、市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に施術料の一部を助成します。 ■申請により割引券を交付します(当該年度中に 4枚 を限度とします)。 ■対象者の所得税額によって交付制限があります。	
配食支援	65歳以上の在宅高齢者のうち、単身で生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人で食事の用意をすることが困難な人を対象に、弁当の配達を通して安否確認と栄養改善を行います。 ■昼食について週5回以内で利用できます(利用者負担があります)。	困高齢者支援課 (☎内線1181・1182)
見守り支援(緊急通報装置の貸与)	65歳以上の在宅1人暮らしなどの高齢者で、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安がある人を対象に、緊急時に連絡がにつながる装置を貸与します。 ■家族をはじめとした協力者を緊急連絡先に登録します。 ■固定電話の回線を使用して装置を設置します(固定回線が必要)。	困住民福祉課 (☎内線2151・2152)
おむつサービス	65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりの状態または認知症などによりトイレなどで排泄ができない、常時失禁がある人が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。 ■入院や短期入所などで在宅でなくなると、休止・廃止になります。	
在宅訪問理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援の認定を受けている人は除く)を受けている外出困難で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人を対象にカット(散髪)ができる券を交付します。 ■理容組合・美容組合の協力店が対象者の自宅を訪問してカット(散髪)を実施します。 ■利用券を交付します(当該年度中に 3枚 を限度とします)。	
住宅改造費補助	65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けている人が、在宅生活を維持するために住宅を改造・改修する場合に助成します(新築および増築の場合は対象外です)。 ■要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ■助成は対象工事費の6分の5の額です(20万円 を限度とします)。	
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要援護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ■ガソリンを満タンにして返却してください。	社会福祉協議会
日常生活用具貸出	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります(介護保険の給付が可能な人は除きます)。 ■車椅子を貸出します。	困(☎382-8397) 困(☎393-3948)